

地方自治確立対策委員会（仮称）運営内規（案）

地方自治確立対策委員会（仮称）設置要綱の規定に基づき、地方自治確立対策委員会（仮称）の運営内規を次のように定める。

1 会議の公開

(1) 委員会の審議は原則公開とする。

(2) 傍聴について

傍聴席は一般席及び報道関係者席に分ける。

傍聴の定員は、委員会の都度、委員長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

委員長は委員会の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示することができる。また、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(3) 議事概要等の公表

委員長は、委員会終了後速やかに議事概要（発言者名無し）を作成し、委員会資料とともに、地方分権推進本部のホームページ（分権ネット）により公表する。

委員会終了後、委員長又は委員長が指名する者が必要に応じて記者会見を行い、議事内容、提言その他必要な事項を説明することができる。

(4) 委員長は、前記にかかわらず、相当の理由があると認められる場合、委員会の決定を経て委員会を非公開とし、議事概要を非公表とすることができる。

2 意見の開陳等

委員長は、要綱に定める者以外で必要と認める者に対して、委員会への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。